

国の就学支援制度 & 千葉県授業料減免制度

居住地が日本国内どこであっても本校に在籍していれば、

世帯年収に応じて適用されます!

※千葉県授業料減免制度は、千葉県内居住者以外の方についても給付制限などはございません。

ご不明な点がございましたら、
以下までお問い合わせください。

TEL.04-7121-5523

E-mail : info-nk@noda-kamada.ac.jp

野田鎌田学園高等専修学校

裏面をご覧ください



国の就学支援制度と千葉県授業料減免制度

野田鎌田学園高等専修学校

2023年4月1日

野田鎌田学園高等専修学校の実際の学費から算出した表です。

年収の目安	国の就学支援金			千葉県授業料減免制度	合計免除額	実質納入金額
	加算	年額	月額	年額	年額	年額
～590万円未満	あり	396,000	33,000	200,000	596,000	202,000
590～640万円未満	なし	118,800	9,900	477,200		
640～750万円未満				127,200	246,000	552,000
750～910万円未満				0	118,800	679,200

※「年収の目安」はあくまでもおおまかな目安です。

※「国の就学支援金」と「千葉県の授業料減免制度」の金額は、世帯収入から下記の計算式で算出された額によって判定されます。

※市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に 3/4を乗じて計算します)

授業料	施設費	あずさ授業料	年間学費
596,000	100,000	102,000	798,000

千葉県外から野田鎌田学園高等専修学校に通学する生徒も対象となります。

注意

- ①学費の納入方法は年4回の分納となります。
- ②マイナンバーの登録が必要となります。

※上記の目安は2023年4月時点の支援制度からの抜粋です。

※年度によって内容が改訂されることがあります。

《就学支援金制度の対象者》

- ・月の初めに高等学校や専修学校高等課程等に在籍している者
- ※次のいずれかに該当する者は、支給を受けられません。
- ・日本に住所を有していない者
- ・世帯収入の市町村民税の課税標準額 ×6%－市町村民税の調整控除額の合算が 304,200 円以上の者
- ・高等学校等（修業年限が 3 年未満のものを除く）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算）が通算して36月を超えた者